○栃木市物品購入等入札執行事務取扱要綱

平成22年4月1日 告示第280号 改正 平成25年3月5日告示第60号 平成26年5月15日告示第249号 平成29年3月14日告示第62号

(趣旨)

第1条 この告示は、栃木市財務規則(平成22年栃木市規則第55号。以下「規則」という。)及び 栃木市物品購入等契約事務取扱規程(平成22年栃木市訓令第61号。以下「規程」という。)に基 づき、市が行う物品の購入、不動産を除く財産の借入れ、製造その他についての請負に係る公正な入 札執行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平25告示60·一部改正)

(指名)

- 第2条 指名競争入札により契約を締結しようとするときは、規程第3条の規定により入札に参加させようとする者を指名するものとする。
- 2 指名業者数は、原則として3者以上とする。
- 3 前2項の規定により指名業者を選定したときは、規則第80条第2項の規定に基づき、別に定める 指名通知書により通知するものとする。

(平25告示60・平26告示249・一部改正)

(入札経過等の公表)

- 第3条 競争入札経過及び結果については、入札執行後速やかに別に定める入札結果調書により公表するものとする。
- 2 公表の方法は、閲覧によるものとし、原則として別に定める指名業者調書及び前項の入札結果調書をもって閲覧に供するものとする。
- 3 前項の規定により公表した書面は、入札を執行した日の属する年度及び翌年度において、閲覧に供するものとする。この場合において、書面の閲覧時間は、午前9時から午後5時までとし、栃木市の休日を定める条例(平成22年栃木市条例第2号)に規定する休日においては、閲覧を行わないものとする。
- 4 公表は、入札を執行した課において行うものとする。

(平25告示60・一部改正)

(入札回数の制限等)

- 第4条 入札回数は、3回までとする。ただし、3回の入札により落札者が決まらない場合は、別に定めるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、栃木市郵便入札実施要領(平成22年栃木市訓令第67号)に規定する

郵便入札により入札を執行する場合の入札回数は、同要領第4条の規定によるものとする。

(平25告示60·一部改正)

(予定価格の公表)

- 第5条 予定価格の公表は、入札の執行後に行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、入札の執行 前に行うことができる。
 - (1) 製造その他についての請負に係る入札であるとき。
 - (2) 市長が特に必要と認めるとき。

(平25告示60・追加、平29告示62・一部改正)

(指名停止基準)

第6条 競争入札に参加するために必要な資格を有する者が法令等違反及び同違反容疑と判明した場合は、別に定める基準により厳正に処分するものとする。

(平25告示60・旧第5条繰下)

(入札執行時の指導等)

第7条 法令等の遵守については、機会あるごとに業者を指導するとともに、入札執行時においてもそ の徹底を図るものとする。

(平25告示60・旧第6条繰下)

(守秘義務)

第8条 入札関係に従事する職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(平25告示60・旧第7条繰下)

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平25告示60・旧第8条繰下)

附則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年告示第60号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年告示第249号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年告示第62号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。